

十和田市地域公共交通計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、十和田市地域公共交通計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により参加事業者に提案を求め、計画策定に関する技術力、情報収集・分析能力等が優れている受託候補者を適正、公平に選定する手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2. 業務概要

- (1) 件名 十和田市地域公共交通計画策定支援業務委託
- (2) 内容 別紙「十和田市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
ただし、契約時における仕様は最優秀者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 期間 契約締結の日から令和5年3月24日まで
- (4) 委託上限額 金 9,540,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意のこと。

3. 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなくてはならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 4 年度の十和田市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公告日から契約日までの間、十和田市の指名停止を受けていないこと。
- (5) 十和田市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 14 日条例第 39 号）に違反しない者であること。
- (6) 過去 5 年間（平成 29 年度～令和 3 年度）において、国・地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を、元請として受注した実績を有する者であること。

※類似業務の具体例：立地適正化計画、総合計画、都市交通に関する計画、中心市街地活性化基本計画等

4. 参加申し込み及び参加の辞退

(1) 受付期間

令和 4 年 6 月 21 日（火）9 時 00 分から令和 4 年 7 月 1 日（金）17 時 00 分まで

(2) 提出方法

- ・ プロポーザル参加申込書（様式1）と業務実績書（様式2）に必要事項を記載の上、電子メールにて提出し、送信後に電話確認を行うこと。
- ・ 件名：「プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。

(3) 参加承認

- ・ 本プロポーザルへの参加の可否は、令和4年7月5日（火）11時00分までに電子メールで通知する。
- ・ 十和田市の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和4年7月5日（火）11時00分までに連絡がない場合は、同日12時00分までに電話確認を行うこと。

(4) 参加辞退

参加者は、プロポーザル参加辞退届（様式5）の提出により、いつでも本プロポーザルを辞退することができる。

5. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和4年6月21日（火）9時00分から令和4年6月29日（水）17時00分まで

(2) 提出方法

- ・ 質問書（様式6）により、電子メールにて提出すること。電話、来訪による質問は受付しない。
- ・ 件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- ・ 質問が複数ある場合は、箇条書き等により記載すること。

(3) 質問の回答

各質問者からの質問及びその回答の全てを、令和4年6月30日（木）17時00分までに、十和田市ホームページにて随時公開する。（ただし、質問者名は公表しない。）なお、各質問者へ個別には回答しない。

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提案件名

「十和田市地域公共交通計画策定支援業務企画提案」

(2) 提案内容

- ①企画提案書：仕様書に基づき評価基準書を踏まえたうえで、企画提案書を作成し、提出すること。
様式は任意とし、A4サイズ8枚以内とする。（表裏16頁、表紙含む）
- ②見積書：様式は任意とする。消費税抜き価格で記載すること。

(3) 提出要領

①提出書類

- ・ プロポーザル届出書（様式3）
- ・ 会社概要（パンフレット等で可）
- ・ 企画提案書
- ・ 見積書
- ・ 業務工程表
- ・ 業務実施体制調書（様式4）

②提出部数

10部（プロポーザル届出書、会社概要、見積書は各1部）

③提出期限

令和4年7月13日（水）17時00分まで（必着）

④提出方法

郵送もしくは持参（いずれも提出期限必着のこと）

⑤提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

⑥その他

- ・ 提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

7. 選考の方式

本プロポーザルは、参加者が5者以上となった場合、2段階で審査を実施する。なお、いずれの審査も非公開とする。

- (1) 第1次審査：選考委員会により、提出書類による審査を行い、第2次審査での説明等を求める4者を選定する。
- (2) 第2次審査：企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）及びヒアリング等を実施する。

①実施日時

令和4年7月27日（水）9時00分から（開始時間等は別途通知）

②実施場所

十和田市役所 本館3階 庁議室

③企画提案書説明者

業務実施体制調書（様式4）に記載のいずれかの者で、3名以内とする。

④説明時間等

1応募者の説明時間は20分以内とし、その後15分程度の質疑の場を設ける。

⑤使用機器等

プレゼンテーションにおいて使用する投影モニター等及びPC（オフィスソフト：MicrosoftOfficePro2016）は十和田市地域公共交通会議で準備する。また、PCへのデータ移行に必要な機器（USB等）及びその他のソフト等を使用する場合は、応募者においてPC等の必要な機器を準備すること。

⑥資料配布等

審査当日の資料の配布や提出した企画提案書等の内容以外の投影は禁止する。

8. 審査概要

(1) 審査方法

①第1次審査

提出された企画提案書等を評価基準書により書類審査を行い、評価点の上位4者を選定する。なお、評価点は各選考委員の評価点の合計とする。

②第2次審査

提出された企画提案書の説明内容や見積書を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一受託候補者とする。なお、評価点は各選考委員の評価点の合計とする。

I 受託候補者の選定にあたり、評価点と同点の者が2以上あるときの対応

ア 提案者それぞれの評価点が同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

イ 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者がいるときは、十和田市職員が代わってくじを引き順位を決定する。

II 有効な提案者が1社のみときは、評価点が350点以上であり、十和田市地域公共交通会議が適正な提案と判断する場合は、その者を第一受託候補者とする。

(2) 審査結果の通知、公表

①第1次審査

選定結果については、速やかに、審査を受けた者全員に対し、電子メール及び郵送による文書にて通知する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

②第2次審査

選定結果については、速やかに十和田市ホームページ上にて公表するとともに、審査を受けた者全員に対し、電子メール及び郵送による文書で通知する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 見積価格が委託上限額を上回る場合。
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) その他、十和田市地域公共交通会議が不当な要求や不正行為があったと認めた場合。

10. 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、協議の上で決定する。なお、第一受託候補者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

11. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 十和田市情報公開条例（平成 17 年十和田市条例第 11 号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書(作成文書及び参加者提出文書)は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。
なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響の及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (4) プロポーザルの日程等は、都合により変更する場合がある。
- (5) 諸条件等に定めがない事項又は内容に疑義が生じた事項がある場合は、協議を行い、その取扱いを定めるものとする。

12. 問合せ先、書類の提出先等

担 当：十和田市地域公共交通会議事務局（十和田市企画財政部政策財政課政策企画係）
住 所：〒034-8615 青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号
電 話：0176-51-6710（受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
E メール：seisakuzaisei@city.towada.lg.jp